

公害防止基準及び煙突高さの決定までの流れについて

公害防止基準及び煙突高さの決定までの流れを図 1 に示す。

資料 1 「環境保全対策（公害防止基準及び煙突高さ）について」に示す公害防止基準及び煙突高さは、あくまでも現時点での案であり、最終決定となるものではない。今後、令和 4～6 年度に予定している環境影響評価準備書手続きにおいて、本委員会で検討した公害防止基準及び煙突高さを前提条件として周辺環境への影響を予測・評価する。その後、この結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行い、最終決定するものとする。なお、最終決定した公害防止基準及び煙突高さは、本事業の発注仕様書（要求水準書）に反映することとなる。

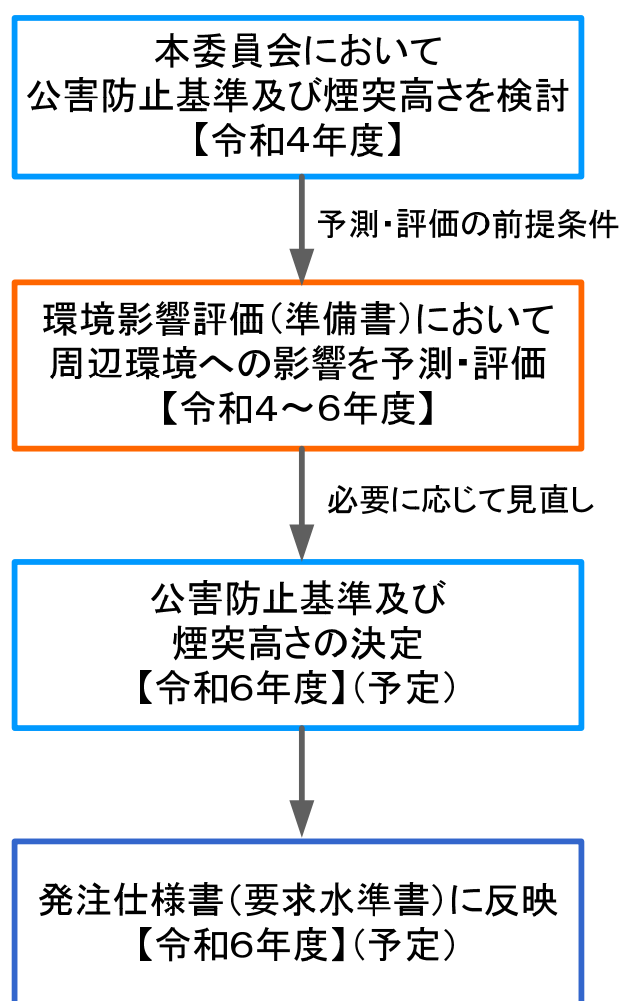


図 1 公害防止基準及び煙突高さ決定までの流れ